

厚生労働省公認心理師制度推進室からのお知らせ

令和4年5月12日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室

○ 二重在籍について

先般より、公認心理師試験の受験資格について、科目等履修生として複数の大学等で履修した科目を合算することは認められない旨等を周知してきているところですが、最近、厚生労働省等に大学と大学院に同時に在籍して、それぞれで必要科目を履修すれば受験資格が得られるのかという二重在籍についての問い合わせがあるところではあります。

一般的に、二重在籍は望ましくないとされています。その理由としては、学校教育法の修業年限の規定の趣旨に照らし、学生が二以上の大学の教育課程を同時に履修することは学生の十分な学習時間が確保できなくなると考えられるためです。

公認心理師の養成においては、国民が抱える心の問題や発達・健康上の問題の複雑化・多様化に伴う心理職者の活動領域の広がりや心の問題等について安心して心理に関する支援を受けたいという国民的需要の高まりに適切に対応するために、多様なバックグラウンドを有する者の中から一定水準の資質を備えた者が輩出されることが重要です。

このような背景事情や既存民間資格において様々な資格取得要件があった状況に鑑み、公認心理師試験の受験資格については、大学及び大学院の双方での、心理学等の科目の履修を要件とすることが重要であると考えられました。

心理職者の資質の水準を確保するため、大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める心理学等に関する科目を修めて卒業し、かつ、大学院において文部科学省令・厚生労働省令で定める心理学等の科目を修めてその課程を修了することが要件とされたことを踏まえると、一般的に「二重在籍」が望ましくないという点と同様に、公認心理師試験においても二重在籍の場合については、受験資格は認められません。

○ 実習演習担当教員の資格要件について

公認心理師の養成における実習演習担当教員の資格要件については、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）において以下のとおり示しています。

- ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者
ただし、当分の間、次の②、③いずれかに該当する者であれば差し支えない。
- ② 大学（大学院及び短期大学を含む。）において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者
- ③ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者

これに基づいて教員調書を提出いただいておりますが、②、③の資格要件について、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条第24条に規定する心理演習及び同条第25号に規定する心理実習並びに第2条10号に規定する心理実践実習の補助を3年以上務めたことをもって、実習演習担当教員の資格要件を満たしたという解釈をされている大学がありますが、当該科目の補助は上記の実習演習担当教員の資格要件に定める経験として取り扱うことはできません。今一度確認のうえ対応のほどよろしく申し上げます。

以上